

とくいていぼじゅ 特定母樹の申請・指定と 原種苗木の増殖・配布の推進

■林木育種の推進

林木育種センターでは、林業の生産性の向上等を目的として林木の優良品種の開発等に取り組んでいます。全国から選抜されたスギ、ヒノキ、カラマツ等の成長等が優れた樹木（精英樹）を交配親とした9,000以上の組み合わせの交配を行い、そこから生まれた20万個体以上の個体の中から選抜して、さらに優れた第二世代精英樹（エリートツリー）の開発を平成24年から進め、平成30年度末までに900系統を選抜しています。

■特定母樹への申請

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の一部改正により、特に優良な種苗を生産するための種穂（※1）を採取する樹木を農林水産大臣が「特定母樹」に指定する制度が平成25年に新設されました。平成30年度末現在、特定母樹として、林木育種セン



写真1
特定母樹に指定されたエリートツリーの初期成長

特性母樹に指定されたスギのエリートツリー。5年生で樹高が5mまで成長している。左に写っているスギも全てエリートツリーで、エリートツリーの中でも成長が優れているものが特定母樹に指定されている

ターが申請したスギ175系統、ヒノキ42系統、カラマツ61系統、グイマツ1系統の合計279系統が指定されており、そのうち231系統がエリートツリーから選ばれています（写真1、図1）。

（※1）苗木を育成するための種子や、さし木やつぎ木に用いる穂

基本区毎、樹種毎の数字は
上段：全体のうちエリートツリーから指定された特定母樹の指定数
下段：全体の特定母樹の指定数

この他、クリーンラーチの種子親※のグイマツ1（北海道）が指定。

種子親：種子を採取する親木、母樹



図1 特定母樹の指定数（平成31年3月現在）

■原種園の整備

林木育種センターでは、特定母樹等の原木からさし木やつぎ木によりクローン増殖(※2)をして原種園を造成しています。この原種園は、各都道府県や認定特定増殖事業者(※3)へ原種苗木を増殖して配布するための拠点となります。原種園では、さし木やつぎ木のための穂を安定的に供給でき



写真2
スギの原種園

原種苗木を増殖する際に必要な穂や接ぎ穂を採取するために、特定母樹を整備しています。特定母樹についてもこの原種園の整備を進めています

るよう、整枝・剪定(せんてい)を行い、樹形を整えます(写真2)。

(※2) さし木やつぎ木等の方法により、無性的に苗木を増殖すること。このように殖やした苗木は母樹と遺伝的に全く同一な個体(クローン)となる。

(※3) 特定母樹の増殖事業に関する計画を作成し、都道府県知事からその認定を受けた者

■原種苗木の増殖・配布

林木育種センターでは、都道府県や認定特定増殖事業者から要望を聴き取り、原種園から採穂した穂を用いて、つぎ木やさし木により原種苗木を計画的に増殖・育成し、各機関に配布しています(図2)。特定母樹の制度が始まる以前、林木育種センターでは、毎年約8千から1万本の原種苗木を配布してきましたが(北海道・東北・関西・九州育種場からの配布分も含む)、特定母樹の指定とともに特定母樹の原種苗木の配布要望が年々増加し、原種苗木の配布本数は平成30年度は約2万本にまで増大しました。

特定母樹の原種苗木の配布を受けた都道府県や認定特定事業者は、原種苗木を親木として、山で造林する際に使う苗木を生産するための種子やさし穂を生産する採種園、採穂園を造成します。(図2)。

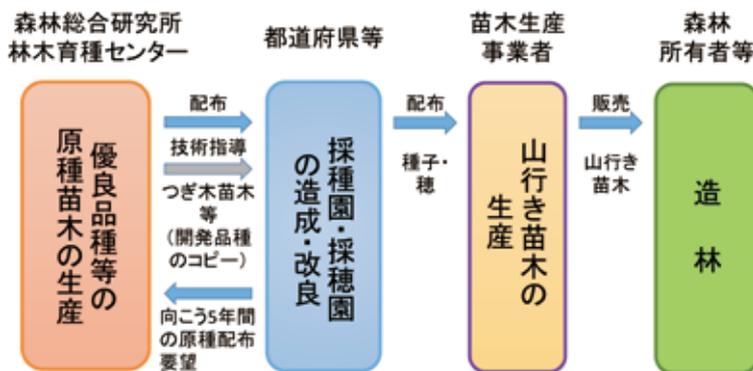


図2 優良品種等の原種苗木の配布から造林までの流れ

林木育種センターで、各機関からの要望に答えられるよう、今後も精力的に原種苗木の生産・配布に取り組みしていきます。

■講習会の開催、技術指導の実施

林木育種センターでは、採種園や採穂園の管理技術等の講習会を毎年20回以上行っています。また、この他に



写真3
講習会の風景

左の写真は、林木育種センター九州育種場が都道府県の育種担当者等を対象として、開催した講習会での現地検討の様子

も技術指導を行ってきました。特定母樹の採種園や採穂園の造成・管理・運営の効果的な推進に寄与すべく、講習・指導を引き続き行っていきます(写真3)。